

美浦村役場への郵送専用（ダウンロード専用）

※ この口座振替依頼書は美浦村へ郵送（持参可）する場合に限りご利用いただけます。
※ 金融機関やゆうちょ銀行・郵便局窓口では受付できません。

美浦村村税等口座振替依頼書
（村税等自動払込利用申込書）

収 加



美浦村村税等の口座振替に関する収納事務取扱要綱の規定に基づき、所定の振替日に次の口座名義人の預貯金から口座振替の方法により納付（申込・変更）したいので、下記約定及び別紙「口座振替お申込み留意事項」を確認のうえ依頼します。

納付義務者	住 所	〒	申込日	令和	年	月	日
	フリガナ		電 話	— —			
	氏 名		日 中 連絡先	— —			

振替（払込）税目 （希望する番号を○で囲んでください）		振替（払込）方法 （希望する項目を☑してください）		払込先加入者名	払込先口座番号	契約種別 コード
1	村・県民税	☐ 全期前納	☐ 期 別	茨城県稲敷郡美浦村会計管理者	00180-2-961460	35
2	固定資産税	☐ 全期前納	☐ 期 別	茨城県稲敷郡美浦村会計管理者	00130-6-961457	35
3	軽自動車税（種別割）	全 期		茨城県稲敷郡美浦村会計管理者	00140-7-961458	35
4	国民健康保険税	期 別		茨城県稲敷郡美浦村会計管理者	00100-5-961462	35
5	介護保険料（65歳以上）	期 別		茨城県稲敷郡美浦村会計管理者	00150-9-961459	32
6	後期高齢者医療保険料	期 別		茨城県稲敷郡美浦村会計管理者	00190-8-962787	30
7	保育所利用者負担額	期 別		茨城県稲敷郡美浦村会計管理者	00110-7-961463	30
8	雑草除去委託料	全 期		茨城県稲敷郡美浦村会計管理者	00120-8-961464	30
9	下水道事業受益者負担金	☐ 全期前納	☐ 期 別	美浦村公共下水道事業	00110-0-962462	30
10	上・下水道料	期 別		美浦村水道事業企業出納員	00320-8-14651	22
水道及び下水道所在地		水道及び下水道等（No. 9.10）にかかる施設所在地が納付義務者と異なる所在地の場合はご記入ください。 茨城県稲敷郡美浦村				
園 児 名 （No.7を希望の場合）		フリガナ	フリガナ	フリガナ	フリガナ	

口座名義人	フリガナ			電 話	— —		口座届出印						
	氏 名												
	住 所	〒											
金融機関名	銀行 ・ 金庫 農協				本店 ・ 支店 出張所								
	金融機関コード		支店コード		預金種目		口座番号（右詰めで記入）						
					普 通	当 座	納税準備						
	通帳記号（6ケタ目がある場合は（の）の欄に記入）				通 帳 番 号（右詰めで記入）				種目コード				
	ゆうちょ銀行												
振替（払込）開始		原則としてこの依頼書を提出した月（美浦村役場で受付した月）の翌月下旬以降で納期限の到来する期分から											
振替日（払込日）		美浦村村税等の口座振替に関する収納事務取扱要綱第9条に規定される日（別紙「口座振替お申込み留意事項」参照）											

- 【約定】（※ゆうちょ銀行を除く。ゆうちょ銀行をご指定の場合は自動払込み規定が適用されます。）
- 私が支払うべき村税等について美浦村から口座振替の依頼があったときは、私に通知することなく、所定の振替日に私の指定口座から依頼の金額を払い出し、美浦村の指定口座に払込みをしてください。なお、振替日が変更された場合には、その日をもって処理されても差し支えありません。
 - 前項の手続きについては、当座勘定又は預金規定にかかわらず、当座小切手の振出又は預金払戻の請求はいたしません。
 - 口座の残高が振替日において納税（納入）通知書記載の金額に満たないときは、私に通知することなく、振替不能の通知をされても異議ありません。
 - この契約は、貴機関が必要と認めた場合には、私に通知することなく解除されても異議ありません。
 - この取扱いに紛議が生じても、貴機関の責による場合を除き、貴機関にはご迷惑をかけません。
 - 領収書は省略し、振替後は預貯金通帳への記載で差し支えありません。

金融機関使用欄（不備返却事由）		
1 預金取引なし	2 印鑑相違	3 印鑑不鮮明
4 記載事項等相違（店名、預金種目、口座番号、口座名義人）		
5 その他（ ）		
※ 返却先 〒300-0492 茨城県稲敷郡美浦村受領1515番地 美浦村役場 総務部収納課		

検印	照合印	受付印

村役場受付印	金融機関受付印